

第 1 3 9 3 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例……………3
 甲府市職員退職手当支給条例及び甲府市職員の再任用に関する条例
 の一部を改正する条例……………6
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例……………7
 甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例……………8
 甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例……………11

[規 則]

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則……………12
 甲府市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則……………13
 甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………14

[告 示]

入札告示……………15
 開発行為に関する工事の完了公告……………18
 公の施設に係る指定管理者を公募する旨の告示……………19
 開発行為に関する工事の完了公告……………21
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………22

自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示（2件）
 ……………23
 介護保険料納入通知書公示送達（2件）……………25
 国民健康保険料納入通知書公示送達……………27
 入札告示（7件）……………28
 市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達……………45
 国民健康保険被保険者証無効告示……………46
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）……………47
 差押調書（謄本）公示送達……………51
 平成27年度補正予算の公表……………52
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告……………53
 道路区域の変更告示……………60
 道路区域の決定告示……………62
 道路の供用開始告示……………63
 特定計量器の定期検査実施告示……………64
 建築基準法第48条第14項の規定に基づく公開による意見の聴取
 を実施する旨の告示……………65

介護保険被保険者証無効告示	66
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	67
入札告示（4件）	69
道路の供用開始告示	80
充当通知書公示送達	81
人事行政運営状況の公表	82
[教育委員会]	
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告（2件）	83
文化財の甲府市指定文化財指定告示	87
[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	88
玉諸土地改良区総代総選挙執行の告示	89
玉諸土地改良区総代総選挙における選挙長、その職務代理者及び選挙立会人の選任告示	90
玉諸土地改良区総代総選挙における投票用紙を定める告示	91
[農業委員会]	
甲府市農業委員会9月定例総会招集公告	92
[上下水道局]	
下水道工事指定店の指定告示	93
指定給水装置工事事業者の指定告示	94
入札告示（3件）	95
[任免辞令]	
市長事務部局	102

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第25号

甲府市個人情報保護条例の一部を改正する条例

甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 不服申立て（第40条～第42条）」を「第4節 不服申立て（第40条～第42条）」を第3章の2 特定個人情報に関する特例（第42条の2～第42条の8）」に改める。

第1条中「明らかにする」の次に「とともに、個人情報の有用性に配慮する」を加える。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 特定個人情報に関する特例

（用語の定義）

第42条の2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この章において「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (2) 保有特定個人情報 特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。
- (3) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（利用及び提供の制限）

第42条の3 第8条の規定にかかわらず、実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに限り、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用目的以外の目的のために利用することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第8条の規定にかかわらず、実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（任意代理人による開示請求）

第42条の4 第14条第2項の規定によるもののほか、保有特定個人情報については、本人の委任による代理人も本人に代わって開示請求をすることができる。この場合において、第15条第2項中「前条第2項」とあるのは「第42条の4」と、「法定代理人」とあるのは「委任による代理人」と、第16条第3号中「第14条第2項」とあるのは「第42条の4」と、「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とあるのは「本人の委任による代理人」と、第24条第2項中「第14条第2項」とあるのは「第42条の4」と、「法定代理人」とあるのは「委任による代理人」とする。

（任意代理人による訂正請求）

第42条の5 第27条第2項の規定によるもののほか、保有特定個人情報については、本人の委任による代理人も本人に代わって訂正請求をすることができる。この場合において、第28条第2項第2号中「前条第2項」とあるのは「第42条の5」と、「法定代理人」とあるのは「委任による代理人」とする。

（訂正決定に基づく訂正をした場合における通知先）

第42条の6 第33条の規定にかかわらず、実施機関は、第30条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該情報提供等記録に記録された者で当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（利用停止請求の事由等）

第42条の7 第34条第1項に規定するもののほか、保有特定個人情報が必要な各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第42条の3第1項又は第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第42条の3第3項の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止

2 第34条第2項の規定によるもののほか、保有特定個人情報については、本人の委任による代理人も本人に代わって利用停止請求をすることができる。この場合において、第35条第2項中「前条第2項」とあるのは「第42条の7第2項」と、「法定代理人」とあるのは「委任による代理人」とする。

3 第34条及び前2項の規定にかかわらず、何人も、情報提供等記録の利用停止請求をすることができない。

(適用除外)

第42条の8 実施機関が保有し、又は保有しようとする特定個人情報に関しては、第49条第1項から第3項までの規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3章の次に1章を加える改正規定（第42条の2第3号、第42条の3第2項（情報提供等記録を除く部分に限る。）、第42条の6及び第42条の7第3項に係る部分に限る。）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

甲府市職員退職手当支給条例及び甲府市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 9 月 18 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 26 号

甲府市職員退職手当支給条例及び甲府市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 1 条 甲府市職員退職手当支給条例（昭和 25 年 10 月条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改める。

第 7 条第 5 項第 2 号中「第 55 条」を「第 8 条第 3 項」に改める。

(甲府市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 2 条 甲府市職員の再任用に関する条例（平成 13 年 3 月条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中甲府市職員退職手当支給条例第 7 条の改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第27号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第17号を次のように改める。

(17) 個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
------------------	------------

別表第17号の次に次のように加える。

(17)の2 通知カードの再交付	1枚につき 500円
------------------	------------

附 則

この条例中別表第17号の次に1号を加える改正規定は平成27年10月5日から、別表第17号の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第28号

甲府市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（駐車できる車両等）

第5条 駐車場に駐車することのできる車両及び駐車場の供用時間は、別表のとおりとする。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第8条中「に自転車」の次に「（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。）」を加え、「以下「自転車等」という。」を「同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）（第11条及び第13条においてこれらを「自転車等」と総称する。」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

名称	駐車することができる車両	供用時間
甲府市甲府駅北口 第1自転車駐車場	自転車	終日
甲府市甲府駅北口 第2自転車駐車場	自転車及び原動機付自転車	終日
甲府市甲府駅南口	自転車及び原動機付自転車	終日。ただし、自転車

第1自転車駐車場		の駐車区域にあっては、午前1時から午前5時までの間は、自転車を入場し、又は出場することができない。
甲府市酒折駅北口自転車駐車場	自転車及び原動機付自転車	終日
甲府市酒折駅南口自転車駐車場	自転車及び原動機付自転車	終日

第2条 甲府市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場	甲府市丸の内一丁目12番1ほか	を
------------------	-----------------	---

」

「

甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場	甲府市丸の内一丁目12番1ほか	に
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場	甲府市丸の内一丁目562番4ほか	

」

改める。

第3条中「及び甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場」を「、甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場、甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場及び甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場」に改める。

別表中

「

甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場	自転車及び原動機付自転車	終日。ただし、自転車の駐車区域にあっては、午前1時から午前5時までの間は、自転車を入場し、又は出場	を
------------------	--------------	---	---

」

		することができない。
--	--	------------

甲府市甲府駅南口 第1自転車駐車場	自転車及び原動機付自転車	終日。ただし、自転車の駐車区域にあっては、午前1時から午前5時までの間は、自転車を入場し、又は出場することができない。
甲府市甲府駅南口 第2自転車駐車場	自転車及び原動機付自転車	終日。ただし、自転車の駐車区域にあっては、午前1時から午前5時までの間は、自転車を入場し、又は出場することができない。

に

改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 第2条中第2条の表及び別表の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (3) 第2条中第3条の改正規定 平成28年4月1日

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第29号

甲府市市営住宅条例の一部を改正する条例

甲府市市営住宅条例（平成9年9月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、市長は、規則で定める特別の事情があると認める入居決定者に対しては、連帯保証人を要しないこととすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規則

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第27号

甲府市事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市事務分掌規則（平成8年3月規則第10号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表中「甲府市幸町15番6号」を「甲府市相生二丁目17番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成27年9月24日から施行する。

甲府市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第28号

甲府市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市青少年問題協議会条例施行規則（昭和30年7月規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号を次のように改める。

(15) 市民生委員児童委員協議会長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 9 月 18 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 29 号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成 9 年 10 月規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 5 条例第 11 条第 1 項第 1 号ただし書の規則で定める特別の事情があると認める入居決定者とは、次の各号に掲げる者で、連帯保証人を立てることが困難であると認める相当な理由を有するものとする。
- (1) 生活保護を受給している者
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者でア又はイに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条に規定する保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所が発した命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していないもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

甲府市告示第369号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 入札番号 | (業務委託) 第617号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市公共サイン計画策定業務委託 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から平成29年2月28日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書等による |
| (5) 業務内容 | 仕様書等による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における入札参加資格の認定において、業種が「建設コンサルタント（都市計画及び地方計画部門）」、又は「建設コンサルタント（設計）」に登録されている者であること。
- (3) 過去に、地方公共団体の公共サイン計画策定に係る業務を施行した実績を有する者であること。
- (4) 配置技術者（管理技術者、照査技術者、担当技術者）は、技術士（建設部門：都市及び地方計画）若しくはRCCM（都市計画及び地方計画）、又は一級建築士若しくは二級建築士の資格を有していることとする。

ただし、担当技術者は、照査技術者を兼ねることができないものとし、主任（管理）技術者は、次に掲げる資格と実績を有している者が業務の執行にあたることとする。

ア 技術士（建設部門：都市及び地方計画）又は一級建築士の資格を有すること。

イ 景観形成又はサイン整備等の計画設計業務に関して、豊富な専門知識と実績を有すること。

ウ 長期的な視点に立った解析・分析能力及び応用力を有していることとともに会議運営におけるマネジメント能力に優れていること。

エ 情報収集・活用能力・地域特性への理解等に優れていること。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事更生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (10) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配布期間、配布場所、配布方法及び参加申請の受付等

- (1) 配布期間 平成27年9月1日（火）
～平成27年9月10日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時～午後5時
平成27年9月10日（木）については、午後3時まで
- (2) 配布場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎8階
055-237-5797
- (3) 配布方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りではない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
 - ア 期間 平成27年9月1日（火）
～平成27年9月10日（木）
（この期間中の土曜日、日曜日を除く）
午前9時～午後5時
平成27年9月10日（木）については、午後3時まで
 - イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎8階
055-237-5797

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成27年9月29日（火） 午前10時
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 平成27年度支払限度額：請負代金額の32%まで

(4) 契約書作成の要否：要

(5) 仕様説明会は行わない。

(6) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第370号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月1日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字熊の社838番14及び838番41
以上2筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市桜井町1029番地4
塚田達也

甲府市勤労者福祉センターの管理を指定管理者に行わせるにあたり、甲府市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年6月条例第16号)第2条の規定に基づき公募し、同条例第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月1日

甲府市長 樋口雄一

1 指定管理を公募する施設の概要

名 称	甲府市勤労者福祉センター
所 在 地	甲府市朝気2丁目2番22号
電 話 番 号	055-232-8751
設置年月日	昭和56年8月12日
敷地面積	4,554.46㎡
構 造 等	鉄筋コンクリート3階建
施設内容	・事務棟 (事務室、会議室、料理実習室、視聴覚室、大ホール) ・テニスコート2面(夜間照明施設有)

2 指定管理者の主な業務

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) 施設の設置目的を効果的に達成するための自主事業
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

4 申請の受付期間及び受付場所等

- (1) 受付期間 平成27年9月9日(水)から平成27年9月28日(月)
午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 受付場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部産業総室労政課(甲府市役所本庁舎8階)
- (3) 受付方法 甲府市産業部産業総室労政課へ持参してください。
郵送は認めません。

5 募集要項の配付期間及び配付場所等

- (1) 配付期間 平成27年9月1日(火)から平成27年9月7日(月)
午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日を除く。)
- (2) 配付場所 甲府市丸の内一丁目18番1号

- 甲府市産業部産業総室労政課（甲府市役所本庁舎8階）
- (3) 配付方法 直接配布とし、郵送又は電送は行いません。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報／募集情報／指定管理者制度）から募集要項を入手する場合は、この限りではありません。

6 問合せ先

甲府市産業部産業総室労政課

電 話 055-237-5736

F A X 055-227-8065

甲府市告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年9月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上今井町字高条618番
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市小瀬町39番地小瀬ハイツ301
丸山靖二

甲府市告示第373号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成27年9月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
山梨県立図書館西側駐輪場南道路
舞鶴陸橋下駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成27年8月31日（月）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活センター
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口仮設自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月3日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
山交北側歩道
モスバーガー前付近
陸橋下歩道・平和通りファミリーマート前
ロータリー・郵便局前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成27年8月31日（月）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活センター
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口仮設自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1000円・原動機付自転車2000円）

甲府市告示第376号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年9月4日

甲府市長 樋口 雄一

1	書類名	甲府市介護保険料納入通知書
2	発送日	平成27年7月14日
3	項目	平成27年度介護保険料納入通知書
4	納付方法	年金からの特別徴収による
5	送達を受けるべき者	別紙のとおり
6	保管場所	甲府市福祉部長寿支援室介護保険課

甲府市告示第377号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年9月4日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料納入通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成27年7月14日 |
| 3 | 項目 | 平成27年度介護保険料1期～9期分 |
| 4 | 納期限 | 平成27年7月31日 平成27年8月1日
平成27年9月30日 平成27年11月2日
平成27年11月30日 平成28年1月4日
平成28年2月1日 平成28年2月29日
平成28年3月31日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市福祉部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第378号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年9月7日

甲府市長 樋口雄一

- | | | | |
|---|-------|--|------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 | |
| 2 | 発送日 | 平成27年8月3日 | |
| 3 | 項目 | 平成27年度国民健康保険料2期～9期分 | |
| 4 | 納期限 | 平成27年8月31日
(納期限を平成27年9月30日に再指定) | |
| | | 平成27年9月30日 | 平成27年11月2日 |
| | | 平成27年11月30日 | 平成28年1月4日 |
| | | 平成28年2月1日 | 平成28年2月29日 |
| | | 平成28年3月31日 | |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市税務部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア | |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（13件） | |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の3件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

施設名称：甲府市保健センター・甲府市相生福祉センター

所在地：甲府市相生2丁目17番1号

物件番号	貸付場所	貸付面積	設置台数	備考
1	甲府市相生福祉センター施設内休憩室	2.00㎡	1台	屋内設置
2	甲府市相生福祉センター施設内休憩室	2.00㎡	1台	屋内設置
3	甲府市保健センター施設入口	2.00㎡	1台	屋外設置

(2) 予定価格

公表しない。

(3) 貸付期間

平成27年10月1日から平成30年3月31日まで

(4) 用途

自動販売機の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第

- 147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 法人にあっては山梨県内に本店・支店または営業所を有し、個人にあっては山梨県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。
- 3 募集要項及び仕様書の配付期間、配付場所、配付方法
- (1) 配付期間
平成27年9月8日(火)から平成27年9月17日(木)まで
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
配付時間は午前9時から午後5時まで
- (2) 配付場所
甲府市総務部契約管財室管財課(甲府市役所本庁舎5階)
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話番号055-237-5197
- (3) 配付方法
直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りではない。
- 4 入札参加申込み
この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか提出書類を下記の申込場所まで持参すること。
- (1) 申込期間
平成27年9月11日(金)から平成27年9月17日(木)まで
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
受付時間は午前9時から午後5時まで
- (2) 申込場所
甲府市総務部契約管財室管財課(甲府市役所本庁舎5階)
甲府市丸の内一丁目18番1号
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時
平成27年9月25日(金)午後2時から、別表1のとおり物件ごとに順次実施する。
- (2) 場所
甲府市役所本庁舎4階 本部長会議室
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、物件番号1及び2については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を以って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

物件番号3については、入札書に記載された金額で落札額とする。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 説明会

行わない。

(5) その他

詳細は、募集要項及び仕様書による。

別表1

入札日時

物件番号	入札日	入札時間
1	平成27年9月25日（金）	午後2時
2		午後2時30分
3		午後3時

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 187号		
工事名	史跡武田氏館跡西曲輪ゾーン修理工事（第4次）		
工事場所	甲府市古府中町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 53.90m ・基盤整備工 1式 ・植栽工 1式 ・施設整備工 1式
	2	工期	平成28年3月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	49,474,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1件の工事請負額が、2,400万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I

関する事項	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年9月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年9月28日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年9月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年9月29日
	10	入札日時	平成27年10月7日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年10月13日
	12	開札日時	平成27年10月19日 午前9時
	13	落札者決定日	平成27年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月2日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月5日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年10月15日まで
	2	回答	平成27年10月16日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年10月16日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 188号		
工事名	橋梁耐震補強・補修工事(27-1)		
工事場所	甲府市西下条町地内		
工事概要	1	工事内容	橋梁耐震補強工 1橋 ・橋脚補強工(乾式吹付工法) 1基 ・落橋防止構造工(縁端拡幅工) 4箇所 橋梁補修工 2橋 ・断面修復工 2橋 ・ひび割れ補修工 2橋 ・橋面防水工 2橋 ・高欄、防護柵工 2橋 ・伸縮装置取替工 7箇所 ・排水設置工 2橋 付帯工 1式
	2	工期	平成28年8月31日まで
	3	予定価格(税込み)	94,867,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	河川工事等又は道路工事等。ただし、1件の工事請負額が、4,700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型Ⅱ
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年9月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年9月28日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年9月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年9月29日
	10	入札日時	平成27年10月7日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年10月13日
	12	開札日時	平成27年10月19日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成27年10月20日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する	1	質問	平成27年10月2日 午後5時まで

説明	2	回答	平成27年10月5日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年10月15日まで
	2	回答	平成27年10月16日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年10月16日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）	
	部分払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第382号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 189号		
工事名	道路下防火水槽補強工事		
工事場所	甲府市丸の内三丁目地内外4箇所		
工事概要	1	工事内容	道路下防火水槽補強工事 N=5箇所
	2	工期	平成28年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	20,898,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の土木工事。ただし、1 件の工事請負額が1,000万円以 上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上 の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年9月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年9月17日 午後3時まで

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年9月28日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年9月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年9月29日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月7日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月2日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 190号		
工事名	総合市民会館外壁改修工事(第3期)		
工事場所	甲府市青沼三丁目5番44号		
工事概要	1	工事内容	外壁注入口付アンカーピンニング改修工事、他防水、塗装工事一式
	2	工期	平成28年1月8日まで
	3	予定価格(税込み)	19,260,720円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築、改修工事等。ただし、1件の工事請負額が900万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年9月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年9月17日 <u>午後3時まで</u>

	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年9月28日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年9月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年9月29日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月7日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月2日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第384号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 191号		
工事名	(仮称) 甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場建設(電気設備)工事		
工事場所	甲府市丸の内一丁目562-4、563-7		
工事概要	1	工事内容	駐輪場新設工事に伴う電気設備工事 一式 構造・規模：鉄骨造3階建て 延べ面積1,216.12㎡ 幹線設備、電灯設備、監視カメラ設備等
	2	工期	平成28年2月12日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,619,720円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が500万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年9月17日

	3	申請書受付開始日	平成27年9月8日
	4	申請書受付締切日	平成27年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年9月28日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年9月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年9月29日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月7日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月2日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月8日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 200号		
工事名	主電気室高圧受変電設備改修工事		
工事場所	甲府市国母六丁目5番1号		
工事概要	1	工事内容	受変電設備工事 ・PAS更新工事 ・キュービクル更新工事
	2	工期	平成28年3月8日まで
	3	予定価格 (税込み)	29,947,320円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月8日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年9月17日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月8日

	4	申請書受付締切日	平成27年9月17日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年9月28日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月8日
	7	設計図書配付締切日	平成27年9月29日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月8日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年9月29日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月7日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月2日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月5日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第386号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成27年9月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成27年度市民税・県民税 税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部税務総室市民税課 |

甲府市告示第387号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成27年9月11日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

平成27年9月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

市立甲府病院入院診療録・ICDコーディング・がん登録及びDPC管理業務

2 業務概要

本業務は、市立甲府病院において、入院診療録の管理、ICDコーディング、がん登録業務及びDPC請求・管理業務等に係る業務を行うものである。

業務を委託するにあたり、豊富な経験と専門知識を有する事業者から広く企画提案を募集し、より優れた提案を採用する必要があるため「公募型プロポーザル」方式による選考を実施する。

3 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 医事業務に関連する事業について、指名停止を受けている者ではないこと。
- (6) 租税を完納していること。
- (7) 以下の実績能力を有していること。

ア 提案する業務委託と類似する業務について、400床以上の病院に対し、受託実績があること。

イ 提案する業務委託と類似する業務について、DPC病院に対し、受託実績があること。

ウ 個人情報保護に関する規定が定められ遵守されていること。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等

甲府市ホームページ及び市立甲府病院ホームページ掲載の「市立甲府病院入院診療録・I C Dコーディング・がん登録及びD P C管理業務委託」「市立甲府病院医事受付・外来医事・宿日直及び診療報酬請求業務委託」に関する企画提案実施要領を参照

6 問合せ先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課

山梨県甲府市増坪町366番地

電話番号 055-244-1111 (代表) 内線2016

FAX番号 055-220-2650

電子メール byoinssm@city.kofu.lg.jp

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請する。

平成27年9月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

市立甲府病院医事受付・外来医事・宿日直及び診療報酬請求業務

2 業務概要

本業務は、市立甲府病院において、総合案内及び各外来ブロック窓口での受付・事務、外来会計、入退院受付、時間外診療における宿日直業務及び診療報酬請求等に係る業務を行うものである。

業務を委託するにあたり、豊富な経験と専門知識を有する事業者から広く企画提案を募集し、より優れた提案を採用する必要があるため「公募型プロポーザル」方式による選考を実施する。

3 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (5) 医事業務に関連する事業について、指名停止を受けている者ではないこと。
- (6) 租税を完納していること。
- (7) 以下の実績能力を有していること。
 - ア 提案する業務委託と類似する業務について、400床以上の病院に対し、受託実績があること。
 - イ 提案する業務委託と類似する業務について、DPC病院に対し、受託実績があること。
 - ウ 個人情報保護に関する規定が定められ遵守されていること。

5 参加表明書及び企画提案書の提出期限及び提出場所等

甲府市ホームページ及び市立甲府病院ホームページ掲載の「市立甲府病院入院診療録・I C Dコーディング・がん登録及びD P C管理業務委託」「市立甲府病院医事受付・外来医事・宿日直及び診療報酬請求業務委託」に関する企画提案実施要領を参照

6 問合せ先

市立甲府病院事務局 病院事務総室 総務課

山梨県甲府市増坪町366番地

電話番号 055-244-1111 (代表) 内線2016

FAX番号 055-220-2650

電子メール byoinssm@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第390号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年9月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 税発第1471号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室滞納整理課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成27年9月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成27年9月14日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成27年度甲府市一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成27年度甲府市一般会計補正予算（第4号）
- 3 平成27年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成27年度甲府市地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）
- 5 平成27年度甲府市病院事業会計補正予算（第1号）
- 6 平成27年度甲府市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成27年9月14日 原案可決

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成27年9月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務概要等

- ① 業務名 (仮称) 甲府市リニア活用基本構想策定業務委託 (以下「対象業務」という。)
- ② 委託場所 山梨県甲府市地内
- ③ 業務概要 リニア中央新幹線開業の効果を最大限享受し、本市の活性化に繋げるとともに、リニアを活用した「国際交流都市甲府」の実現に向けて基本構想策定業務を委託する。
- ④ 履行期間 契約締結の翌日から平成29年3月17日

2 参加表明書及び企画提案書等の提出者に必要とされる要件

甲府市における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める参加表明書の提出期限の日から選定結果通知までの期間((3)、(4)、(6)にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる要件のうち(9)と(10)を除くすべてを満たしている者であること。

任意の2者以上を構成員とする自主結成の特定設計業務共同企業体(以下「企業体」という。)として参加する場合は、その構成者が、単体企業として甲府市における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者であり、この公告で定める参加表明書の提出期限の日から選定結果通知までの期間((3)、(4)、(6)にあつては、それぞれに定める期間)に、次に掲げる要件のうち(1)から(8)を満たしている者であること。また、企業体として(9)から(13)の参加要件を満たしていること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき甲府市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (3) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (4) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 公告の日以降に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（昭和60年8月。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) J I S Q 9 0 0 1 : 2 0 0 8 の認証取得が必要とされている場合には、登録範囲には対象業務の内容を含んでいること。審査登録機関は、（財）日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又はJ A Bと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものであること。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 企業体の構成員が単体法人又は他の企業体の構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- (10) 企業体の出資比率は、代表構成員が構成員中最大であること。また、構成員の出資比率は1者あたり均等割の10分の6以上であること。
- (11) 平成17年4月1日以降に完了・引渡し済みの業務で、下記の同種業務を行った実績を有する者であること（企業体においては実績を有する代表構成員であること）。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上に限る。なお、業務実績の対象とする発注機関は、国又は地方公共団体とする。
- 同種業務：以下の内容を含む業務
- ・新たに整備する駅、空港等まちづくりの核となる施設の周辺5ha以上の土地利用計画や整備方針の検討業務で、提供されたベース図に基づいた基本計画平面図等の作成を行った業務。
- (12) 配置予定技術者の要件は、以下のとおりとする。
- ① 管理技術者及び主任技術者は、上記(11)における同種業務に関する担当実績を有する者でなければならない。
 - ② 管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。
 - 技術士（当該業務に関連する部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者若しくはR C C Mのいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。なお、これらと同等と認められる者とは、次のとおりとする。
 - ・関連分野の論文により学位を取得した工学博士
 - ・関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績がある者
 - ・関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績がある者
 - ・これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る。）
- ※R C C Mと同等の能力を有する技術者とは、R C C M資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。
- ※関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の

20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。なお、指導的立場とは、受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

③ 照査技術者及び管理技術者は、15年以上の実務経験^{*}を有する者であること。

④ 主任技術者は、10年以上の実務経験^{*}を有する者であること。

⑤ 担当技術者（照査技術者、管理技術者、主任技術者以外の者）は、5年程度の実務経験^{*}を有する者であること。

※照査技術者、管理技術者、主任技術者及び担当技術者の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野の実務経験のことを指すものとする。〔他社（現在所属している事業所以外）等での実務経験も含む。〕

⑥ 照査技術者は、管理技術者、主任技術者及び担当技術者を兼ねることはできない。

⑦ 原則として業務完了まで、配置予定技術者の変更は、病休・死亡・退職等の市が認める理由のほかは認めない。

⑧ 企業体の場合は、業務内容に応じ、各構成員が優れた技術を有する分野を担当しなければならない。

(13) 配置予定技術者の手持ち業務量に関する要件

① 配置予定管理技術者は、平成27年9月16日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、手持ち業務とは、管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 配置予定主任技術者は、平成27年9月16日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者であること。

③ 本業務の履行期間中は、配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超えないこととする。なお、主任技術者についても同様とし、金額及び件数は②に示すものに読み替える。

3 様式の配布

参加を希望する者には次を配布する。

- ・公募型プロポーザル方式 公告
- ・別紙1 「資料作成要領」
- ・別紙2 「業務仕様書」
- ・別紙3 「特記仕様書」

- ・参加表明書等 様式－１～様式－５
- ・企画提案書等 様式－６～様式－８

(1) 配布期間

平成２７年９月１６日（水）から平成２７年９月２８日（月）まで

(2) 配布方法

「甲府市」ホームページ（以下「HP」という）からダウンロードすること。
甲府市HP

URL <http://www.city.kofu.yamanashi.jp/business/nyusatu/index.html>

(3) 連絡先(契約担当窓口)

郵便番号 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目１８番１号

甲府市 企画部 リニア交通室 リニア政策課

電話 055-237-5114（直通）

E-mail : rinia@city.kofu.lg.jp

4 手続等

(1) 参加表明書等の受付期間及び提出方法

① 受付期間

平成２７年９月１７日（木）から平成２７年９月２９日（火）までの、「甲府市の休日を定める条例」（平成元年３月条例第１３号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日（９月２９日）は午後４時３０分必着とする。

② 提出方法

参加表明書等の提出については、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

③ 提出書類 参加表明書等（様式１～４の７、様式５及び添付資料）

④ 企画提案書の提出資格の有無の通知

後日、参加表明書等に基づき審査を行い、参加表明書等を提出した者が５者を超える場合は、このうち、評価の合計点が高いものから企画提案書等の提出者として５者選定する。この際、評価の合計点が高点となった提出者は全て選定するものとし、５者以上選定されたところで作業を終了する。企画提案書等の提出者に選定された者には、甲府市企画部リニア交通室リニア政策課から電子メール及びFAXにより通知する。〔平成２７年１０月２日（金）予定〕

⑤ 選定理由に関する事項

1) 企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を、甲府市長から通知〔平成２７年１０月２日（金）（予定）〕する。

2) 1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（市の休日を除く。）以内に、書面により甲府市長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。書面については、リニア政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付すること。

3) 2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して５日以内（市の休日を除く。）に電子メールにて回答する。

- (2) 企画提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法
- ① 提出期間

平成27年10月2日（金）から平成27年10月14日（水）まで（市の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時までとする。ただし、最終日（10月14日）は午後3時必着とする。
 - ② 提出方法

4の(1)の②に同じ。
 - ③ 提出書類

企画提案書等（様式－6～8、参考見積書及び添付資料）
 企画提案書等の提出部数は10部とする。
- (3) 企画提案書等に関するヒアリングの実施期日及び実施場所
- ① 実施期日 平成27年10月28日（水）（予定）

（実施時刻は別途通知する。また、実施期日に変更がある場合は別途通知する。）
 - ② 実施場所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室
 - ③ 発表及び質疑の対応は、配置予定主任技術者が行うものとする。
 - ④ ヒアリングの際、資料を追加することは認めない。
- (4) 企画提案書に関する要件
- 企画提案書等の提案者に選定された者は、次の事項について企画提案書を提出すること。
- ① 実施方針
 - ② 業務実施体制（業務フロー、工程表を含む）
 - ③ 特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

 - ◆課題1

国際交流都市に繋がる施設や施策等について列挙するとともに、選定した考え方や選定により得られる効果等について提案すること。
 - ◆課題2

リニア駅周辺地域において、まちづくりを考える際に周辺状況や土地利用などから想定される留意事項を列挙し、更にその対策案について提案すること。
- (5) 参考見積書に関する要件
- 企画提案書等の提案者に選定された者は、参考見積書を提出すること。なお、参考見積金額には消費税及び地方消費税を含めた金額を提示すること。（様式は任意）
- (6) 業務委託予定者の特定方法
- 参加資格が有ると認めた者の、企画提案書等提出資料やヒアリング時の状況をもとに、選定委員会を経て業務委託予定者を特定する。
- (7) 企画提案書を特定するための評価基準
- ① 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

- 1) 企画提案書の非特定事項
 - ・内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
 - ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
 - ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点である。
- 2) ヒアリングの非特定事項
 - ・技術者自身の業務実績について説明できないなど、自ら主体的に携わったことが認められない。
 - ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない。
 - ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。
- ② 評価項目
 - 1) 基本事項（参加表明者の適格性）
 - 業務推進体制、業務実績（同種業務の実績、山梨県内の受託実績）
 - 2) 基本事項（技術者の経験及び能力）
 - 技術者の資格要件、専門技術力、専任性
 - 3) 企画提案書
 - 実施方針、業務実施体制（業務フロー、工程表を含む）、特定テーマ及び価格
 - 4) ヒアリング
 - 技術者としての基本的な技術力、技術提案書の内容に関する知識
- (8) 特定者への通知と見積書の提出に関する事項
 - 特定した者に対して、甲府市長からその旨の通知〔平成27年10月29日（木）（予定）〕を行う。また審査結果を甲府市HPへ記載する。
 - 特定者は、業務内容を発注者と協議した上で、平成27年10月30日（金）（予定）午後3時までに見積書を契約担当窓口へ提出すること。
- (9) 特定理由に関する事項
 - ① 業務委託予定者として特定されなかった者に対しては、その旨と理由（非特定理由）を、甲府市長から通知〔平成27年10月29日（木）（予定）〕する。
 - ② ①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、書面により甲府市長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。書面については、リニア政策課あてに郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールにより送付すること。
 - ③ ②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（市の休日を除く。）に電子メールにて回答する。
- 5 積算上限額（消費税及び地方消費税を含む。）
 - 23,058千円（平成27年度及び28年度合計額）
- 6 本公告に関する問い合わせ
 - 平成27年9月17日（木）から平成27年9月28日（月）の（市の休日を

除く。) 毎日、午前9時から午後5時までに書面により質問すること。書面については、リニア政策課あてに郵送(書留郵便に限る。)又は電子メールにより送付すること。

回答については、質問を受け付けた日の翌日から起算して3日(市の休日を除く。)以内の午後5時までに甲府市HPにて回答する。

7 その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 契約保証金は、免除する。
- ③ 対象業務の企画提案書等提出者選定については、参加表明書等を提出した者の中から選定する。従って、参加表明書等の提出があっても企画提案書等を提出することができるとは限らない。
- ④ 参加表明書等及び企画提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- ⑤ 詳細は、別紙1「資料作成要領」による。
- ⑥ 契約書作成を必要とする。
- ⑦ 提出資料等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書等又は企画提案書等を無効とするとともに、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止を行うことがある。
- ⑧ 参加表明及び企画提案に係わる説明は行わない。
- ⑨ 災害などにより、不測の事態が生じた場合は、本公告に関する手続きを延期することがある。

甲府市告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年10月1日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 83
- 3 路線名 相川町（2）線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市宝一丁目138番2地先から 甲府市宝一丁目138番1地先まで	3.6～ 3.7	49.8
新	甲府市宝一丁目138番2地先から 甲府市宝一丁目138番1地先まで	5.2～ 7.4	49.8

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 681
- 3 路線名 高室町中線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市高室町字金山761番地先から 甲府市高室町字金山721番1地先まで	2.7～ 5.9	73.0
新	甲府市高室町字金山761番地先から 甲府市高室町字金山721番1地先まで	4.7～ 11.8	73.0

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2320
- 3 路線名 下向山2320号線
- 4 道路の区域

旧新 の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市下向山町字山田826番地先から 甲府市下向山町字前田197番地先まで	3.1～ 6.1	172.9
新	甲府市下向山町字山田826番地先から 甲府市下向山町字前田197番地先まで	5.0～ 9.0	172.9

甲府市告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年10月1日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 1616
- 3 路線名 甲府駅周辺土地区画整理20号線
- 4 道路の区域

区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
甲府市宝一丁目149番1地先から 甲府市宝一丁目148番1地先から	6.0～ 10.2	58.2	

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年10月1日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	相川町 (2)線	甲府市宝一丁目 138番2地先から 甲府市宝一丁目 138番1地先まで	49.8	平成27年 9月18日
市道	甲府駅周辺 土地区画整理 20号線	甲府市宝一丁目 149番1地先から 甲府市宝一丁目 148番1地先まで	58.2	平成27年 9月18日

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に基づき、千代田地区、能泉地区、宮本地区、北新地区、相川地区、千塚地区、羽黒地区、国母地区、新田地区、池田地区、貢川地区及び石田地区の平成27年度特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、計量法第21条第2項の規定により公告する。

平成27年9月18日

甲府市長 樋口 雄一

1 検査日程

検査月日	受付時間	検査場所	対象区域
10月27日（火）	9:00～10:00	千代田小学校	千代田地区 能泉地区 宮本地区
	11:00～12:00	北中学校	北新地区 相川地区
10月28日（水）	10:00～12:00	J A 甲府市 千塚支店	千塚地区 羽黒地区
10月29日（木）	10:00～12:00 13:00～15:00	地方卸売市場 管理事務所	国母地区
10月30日（金）	13:00～16:00	新田小学校	新田地区 池田地区 貢川地区 石田地区

2 検査対象特定計量器 質量計

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により公開による意見の聴取を実施するので、次のとおり告示する。

平成27年9月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 意見の聴取を行う日時
平成27年9月29日（火） 午後1時30分
- 2 意見の聴取を行う場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎8階会議室（8-2）
- 3 出頭を求める者
申請人（建築主）
甲府市山宮町50番地
山宮モータース 代表 鷹野幸正
建築主以外の利害関係者
不特定
- 4 建築計画
申請地
甲府市山宮町字鳴塚74番1の一部
建築物
第一種中高層住居専用地域内の申請場所で建築基準法第48条第3項の規定により、同法別表第二（は）項に掲げるもの以外の建築物（自動車整備工場併用住宅）を新築するもの。

甲府市告示第398号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成27年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成27年9月25日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

わが家の防災マニュアル作製業務

2 業務概要

現在の「わが家の防災マニュアル」は、平成22年度に発行し4年以上が経過している。平成23年3月11日発生した東日本大震災での教訓や昨今の異常気象により各地で災害が多発していることから、時代に応じたマニュアル作製が必要である。

マニュアルを通じ、平時から災害への備えや自助、共助の重要性を理解していただき、発災時には適切な行動がとれるよう、防災意識の向上を図る内容とする。また、外国語版（中国語、韓国語、英語、タガログ語、ポルトガル語）も作製し、市内在住の外国人に災害やその対策、備え等の情報を伝え防災意識の啓発をする。

市民向けの防災マニュアルとして、甲府市に特化した内容が求められることから、優れた構成力や発想力、デザイン力の要素も含めた企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する「公募型プロポーザル」を実施する。

3 履行期間

契約締結日から平成28年3月24日（木）までとする。

4 参加資格条件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 市内に営業所（本店、支店）を有する者であること。
- (2) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかにも該当しないこと。
- (4) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き等開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

5 手続き等

- (1) 「わが家の防災マニュアル」作製業務プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布。公募型プロポーザル実施要領、仕様

書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市企画部危機管理室防災課（担当：横内、末木）

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18-1

電話 055-237-5331

FAX 055-237-9911

E-mail boutaisaku@city.kofu.lg.jp

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	合併（土木）18号		
工事名	①道路改良工事（市道 小瀬落合2号線） ②（街路-1）配水管布設替工事		
工事場所	甲府市小瀬町・下鍛冶屋町地内		
工事概要	1	工事内容	<p>①道路改良工事（市道 小瀬落合2号線） 施工延長 L = 332.0m ・側溝工（大型自由勾配側溝）L = 304.0m ・側溝工（自由勾配側溝）L = 266.2m ・側溝工（排水グレーチング）L = 288.7m ・プレキャストボックスカルバート工 L = 33.7m ・集水枘工 N = 10箇所 ・車道路盤工 A = 2239.8㎡ ・路側防護柵工 L = 211.7m ・道路付属施設工 1式</p> <p>②（街路-1）配水管布設替工事 ・DIP. NS (φ150) 319m ・DIP. K (φ150) 13m ・DIP. NS (φ100) 11m ・DIP. NS (φ75) 83.5m ・HPPE (φ75) 110.5m ・RRVP (φ75) 4.5m ・RRVP (φ50) 6m ・仕切弁. NS (φ150) 5基 ・仕切弁. NS (φ100) 2基 ・仕切弁. NS (φ75) 10基 ・仕切弁. NS (泥吐弁) (φ75) 2基 ・消火栓 (φ75) 2基 ・水抜栓 (φ25) 2基</p>

	2	工期	平成28年10月31日まで
	3	予定価格 (税込み)	142,076,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A
	3	同種工事施工実績	道路工事等若しくは道路工事等と配水管布設替工事等との合併工事。ただし、1件の工事請負額が7,100万円以上（合併工事の場合は合算可）の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型 I
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年10月7日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月28日
	4	申請書受付締切日	平成27年10月7日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年10月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月28日
	7	設計図書配付締切日	平成27年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月28日

	9	設計図書に関する質問 締切日	平成27年10月15日
	10	入札日時	平成27年10月23日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表 日	平成27年10月28日
	12	開札日時	平成27年11月4日 午前9時
	13	落札者決定日	平成27年11月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 施工計画書 工事内訳書
入札参加資格 に対する 説明	1	質問	平成27年10月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月21日
価格以外の 評価に関す る照会	1	質問	平成27年10月30日まで
	2	回答	平成27年11月2日
価格以外の評価 を修正した場合		公表	平成27年11月2日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の 保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、 公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結に よる保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査 制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選 択制とする。）	
	部分払	請求できる	

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 203号		
工事名	道路改良工事 (市道 高室町中線)		
工事場所	甲府市高室町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 72.3 m、幅員 W = 6.0 m ・側溝工 (自由勾配側溝) L = 119.8 m ・集水柵工 N = 2箇所 ・取付道路工 1式 ・舗装工 A = 182.9 m ²
	2	工期	平成28年2月26日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,437,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	道路工事等。ただし、1件の工事請負額が500万円以上の実績に限る。元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年10月7日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月28日

	4	申請書受付締切日	平成27年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年10月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月28日
	7	設計図書配付締切日	平成27年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月28日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年10月15日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月23日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(建築) 209号		
工事名	山城小学校校長室増築工事		
工事場所	甲府市上今井町474番地		
工事概要	1	工事内容	校長室増築工事 一式、他 岩石園移設工事 増築建物 軽量鉄骨造(プレハブ) 平屋建て 37.02㎡程度
	2	工期	平成28年2月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,444,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築、改修工事等。ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年10月7日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月28日

	4	申請書受付締切日	平成27年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年10月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月28日
	7	設計図書配付締切日	平成27年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月28日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年10月15日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月23日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成27年9月28日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(塗装) 204号		
工事名	南西第二団地5号棟外壁他改修工事		
工事場所	甲府市下石田二丁目18		
工事概要	1	工事内容	・外壁他塗装改修 2,262㎡ ・屋上シート防水改修 423㎡
	2	工期	平成28年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	33,771,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	塗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)600点以上
	3	同種工事施工実績	公共施設等の塗装工事。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型I
	2	加算点の満点	10

	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年10月7日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月28日
	4	申請書受付締切日	平成27年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年10月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月28日
	7	設計図書配付締切日	平成27年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月28日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年10月15日
	10	入札日時	平成27年10月23日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成27年10月28日
	12	開札日時	平成27年11月4日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成27年11月5日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 配置予定技術者の入札時の状況 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月21日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成27年10月30日まで
	2	回答	平成27年11月2日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成27年11月2日

入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成27年10月12日まで一般の縦覧に供する。

平成27年9月29日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	西油川 1号線	甲府市小瀬町字整理地 1365番1地先から 甲府市小瀬町字整理地 1365番1地先まで	8.0	平成27年 9月29日
市道	小瀬落合 2号線	甲府市小瀬町字整理地 1366番1地先から 甲府市小瀬町字整理地 1371番1地先まで	273.1	平成27年 9月29日

甲府市告示第405号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年9月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 書類名 | 充当通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成27年9月4日 |
| 3 | 返戻日 | 平成27年9月10日 |
| 4 | 通知者 | (省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第406号

地方公務員法第58条の2第3項の規定に基づき、平成26年度の人事行政の運営状況を、甲府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年9月30日

甲府市長 樋口 雄一

教育委員会

甲府市教育委員会告示第14号

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成27年9月1日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

1 業務名

甲府市立小学校給食調理業務委託（朝日、国母、千塚、東、大國小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえ、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、朝日、国母、千塚、東、大國小学校給食調理業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式（公募型企画提案方式）により、甲府市立小学校給食調理業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員等でないこと。
 - (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
 - (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立伊勢小学校、里垣小学校、相川小学校、石田小学校及び玉諸小学校、舞鶴小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領参照。
（企画提案実施要領等は甲府市ホームページにて参照可。
ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>）

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部教育総室学事課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課

F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8

T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告について、次のとおり参加表明書及び企画提案書の提出を招請します。

平成27年9月1日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

1 業務名

甲府市立小学校給食調理・配送業務委託（甲運、大里、池田・新田、北新・千代田小学校）

2 業務概要

甲府市教育委員会では、学校給食調理業務のあり方について、平成17年2月に決定した「小学校給食調理業務の運営方針」に基づき、食育基本法の施行や食育基本計画の策定、学校給食法の改正など、その後の様々な状況変化を踏まえる中で、継続的に検討してきた。

そのような状況を踏まえ、食育の観点、学校給食の質や安全性、行政運営の効率性などを総合的に検討した結果、民間委託した場合にも、民間のノウハウや専門性、柔軟性が期待でき、よりよい学校給食が実現できるものと考え、平成22年度から給食調理業務の委託化を年次的に実施している。このことから、甲運、大里、池田・新田、北新・千代田小学校給食調理・配送業務を委託するものである。

この事業の実施にあたっては、民間の豊富な技術・ノウハウを背景に、従来の行政運営手法を超えた新しい、より優れた給食業務運営における提案により、今以上に安全、安心で、児童に喜ばれる給食を提供するため、公募型プロポーザル方式（公募型企画提案方式）により、甲府市立小学校給食調理・配送業務の受託事業者を選考、決定するものとする。

3 履行期間

平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

4 参加資格

本企画提案に参加できる者は、参加表明書提出時現在で、以下の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 甲府市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する、暴力団員等で

ないこと。

- (5) 甲府市指名競争入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。
 - (6) 甲府市から指名停止を受けている者でないこと。
 - (7) 租税を完納していること。
 - (8) 学校給食法ほか学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに文部科学省の「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守した業務が遂行できること。
 - (9) 学校給食調理業務に十分な実績及び能力を有していること。
 - (10) 過去3年以内に、学校給食業務において食品衛生法に基づく営業処分を受けていないこと。
 - (11) 甲府市立伊勢小学校、里垣小学校、相川小学校、石田小学校及び玉諸小学校、舞鶴小学校の給食調理業務の受託者でないこと。
- 5 参加表明書及び企画提案書の提出期限並びに提出場所
企画提案実施要領参照。

(企画提案実施要領等は甲府市ホームページにて参照可。

ホームページ：<http://www.city.kofu.yamanashi.jp>)

6 主催及び事務局

主 催 甲府市教育委員会

事務局 教育部教育総室学事課

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電子メール kyogaku@city.kofu.lg.jp 学事課

F A X 0 5 5 - 2 3 5 - 5 6 4 8

T E L 0 5 5 - 2 2 3 - 7 3 2 2

甲府市教育委員会告示第16号

甲府市文化財保護条例（平成17年4月条例第18号）第34条第1項の規定により、次にかかげる文化財を甲府市指定文化財に指定する。

平成27年9月1日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

有形文化財						
種別	時代	名称	構造・形式等	員数	所在地及び所有者	備考
彫刻	鎌倉時代	敬泉寺木造阿弥陀如来立像 附紙本墨書『阿弥陀経』一卷	<p>もくぞうよせぎづくりぎよくがんらいごういん 木造寄木造玉眼来迎印</p> <p>を結び蓮華座上に立つ、像高58.2センチメートル。</p> <p>前部胸材に墨書あり『孝主 あはらじゅうたろうえもんふじわらときひで 阿原住太郎右衛門藤原時秀</p> <p>并妻』(花押)。また像内部に しょうわ 正和4(1315)年の年紀のある 経巻が納入されている。</p>	1 軀	甲府市右左口町64番地 敬泉寺	

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第41号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成27年9月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,108人
2	1/3の数	51,795人
3	1/6の数	25,898人
4	選挙人名簿登録者数	155,384人

甲府市選挙管理委員会告示第42号

土地改良法第23条第3項及び同法施行令第6条第3項及び第4項の規定により、玉諸土地改良区総代総選挙を、次のとおり執行する。

平成27年9月28日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 選挙の期日 平成27年10月5日（月）
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙すべき総代の数

選挙区	総代の数
1	5人
2	5人
3	2人
4	5人
5	5人
6	6人
7	5人
合計	33人

甲府市選挙管理委員会告示第43号

土地改良法施行令第8条第7項の規定により、平成27年10月5日執行の玉諸土地改良区総代総選挙における選挙長、その職務を代理すべき者及び選挙立会人を別紙のとおり選任する。

平成27年9月28日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第44号

平成27年10月5日執行の玉諸土地改良区総代総選挙における投票用紙を、次のとおり定める。

平成27年9月28日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>ちゅうい 注意</p>
	<p>平成二七年十月五日執行 玉諸土地改良区総代総選挙</p> <p>一、候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 二、候補者でない者の氏名は書かないこと。</p> <p>甲府市選挙管理委員会之印</p>

備考

- 1 投票用紙の地色はクリーム色とし、黒インクで印刷するものとする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律第21条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会9月定例総会を、平成27年9月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成27年9月25日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成27年10月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成28年度甲府市農業行政施策に関する建議書について
- 4 甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について
- 5 平成27年度甲府市農業賞候補者の推薦について

上下水道局

甲府市上下水道局告示第57号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月4日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米 山 俊 彦

指定年月日	平成27年9月4日
指定番号	第291号
指定店名	管卸設備工業
所在地	甲府市上阿原町772番地17
代表者氏名	石原 大

甲府市上下水道局告示第58号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

平成27年9月4日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

指定番号	第395号
指定業者名	管俣設備工業
所在地	甲府市上阿原町772-17
代表者	石原大

甲府市上下水道局告示第59号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110062号		
工事名	(更新-9) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市相生一丁目地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ100) 327m ・DIP. K (φ100) 6.5m ・VP (φ75) 2m ・仕切弁. NS (φ100) 7基
	2	工期	平成28年3月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	25,121,880円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年10月7日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月28日
	4	申請書受付締切日	平成27年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年10月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月28日
	7	設計図書配付締切日	平成27年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月28日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年10月15日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月23日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第60号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 110063号		
工事名	(更新 - 4) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市相生二丁目地内外1箇所		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・DIP. NS (φ100) 81m ・DIP. K (φ100) 12m ・HPPE (φ50) 34m ・SSP (φ50) 4.5m ・SSP (泥吐管) (φ50) 4m ・SGP - VD (泥吐管) (φ50) 3m ・仕切弁. NS (φ100) 2基 ・仕切弁. PE (φ50) 1基 ・泥吐弁. F (φ50) 1基 ・水抜栓 (φ25) 1基 ・臨給工 (臨給材料は局支給) 1式
	2	工期	平成28年2月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,725,640円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC

	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年10月7日
	3	申請書受付開始日	平成27年9月28日
	4	申請書受付締切日	平成27年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年10月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月28日
	7	設計図書配付締切日	平成27年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月28日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年10月15日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月23日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		

契約保証金	契約金額の 10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第61号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成27年9月28日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 米山俊彦

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 110066号		
工事名	(そ-14) 平瀬浄水場自動毒物監視装置更新工事		
工事場所	甲府市平瀬町437番地3		
工事概要	1	工事内容	自動毒物監視装置(沈砂池、沈殿池) 2台
	2	工期	平成28年3月18日まで
	3	予定価格(税込み)	28,617,840円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,400万円以上の実績に限る。 元請として平成12年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (<u>本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。</u>)
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成27年9月28日
	2	入札説明書等配付締切日	平成27年10月7日

	3	申請書受付開始日	平成27年9月28日
	4	申請書受付締切日	平成27年10月7日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成27年10月14日
	6	設計図書配付開始日	平成27年9月28日
	7	設計図書配付締切日	平成27年10月15日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成27年9月28日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成27年10月15日
	10	入札及び開札日時	平成27年10月23日 午前10時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成27年10月20日 午後5時まで
	2	回答	平成27年10月21日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

任免辞令

(市長事務部局)

建設部 市立甲府病院 (各通) 退職を承認する	まち開発室 診療部	建築指導課	係長 医長	小田切 成人 羽中田 紘 司
----------------------------------	--------------	-------	----------	-------------------

以 上 発 令 日 平成 27 年 9 月 30 日

田 中 茂 樹

甲府市監査委員
退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 27 年 9 月 30 日